

所得税の確定申告、市・道民税の申告を忘れずに

# 税の申告が始まります

申告期間

2月16日(火)⇒3月15日(月)

申告はお早めに

所得税の還付申告は、1月から室蘭税務署と税務グループで受け付けています。

## 市が行う申告受付場所・日時

場 所	日 時
市役所 3階第1会議室	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
市役所 1階6番窓口	2月28日(日)・3月7日(日)
鷺別公民館	2月24日(水)・25日(木)・26日(金)
婦人センター	3月1日(月)・2日(火)
登別温泉ふれあいセンター	3月4日(木)

9時～11時30分  
13時～16時30分  
※事業所得などの確定申告は受け付けしません。

### 申告が必要な方

市内に住所のある方は原則として所得税の確定申告、または市・道民税の申告をする必要があります。ただし、次の要件に該当する方は申告をする必要はありません。

- 給与収入のみ(年末調整済み)で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
- 昭和20年1月1日以前に生まれ、収入が公的年金のみ(収入金額が152万円以下)で、所得税が源泉徴収されていない方
- 昭和20年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ(収入金額が102万円以下)で、所得税が源泉徴収されていない方

### 電話のみで申告できる方

- 次の要件に該当する方は、電話で税務グループにご連絡ください。
- 平成21年中の収入が無かった方
  - 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
  - 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

### 申告に必要なもの

¥

- ① 申告者の印鑑(朱肉を使うもの)
- ② 平成21年中の収入金額を証明する

書類(原本)

- 給与所得、公的年金の源泉徴収票
- 報酬、料金などの受給額を証明する書類(支払調書など)
- 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
- 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
- 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類

- ③ 平成21年中の社会保険料などの支払いを証明する書類

- 国民健康保険税や後期高齢者医療の納付確認通知書または領収書
- 介護保険料の領収書
- 国民年金保険料控除証明書または領収書
- 健康保険料(任意継続)の領収書
- 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書

- ④ 配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類(源泉徴収票など)

- ⑤ 医療費控除を受ける方は、平成21年中に支払った医療費の領収書、医療費を補てんする保険金(高額療養費、入院給付金など)の金額が分かるもの

※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』(市役所1階6番窓口に備え付け)などに医療費の内訳と合計額を記載したものを持参ください。『医療費の明細書』がないと、順番どおりに